

養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会（第5回）議事概要

1 日 時 令和7年10月14日（火） 17：00～18：00

2 場 所 法務省（オンライン会議）

3 議事概要

事務局から、第5回検討会資料に基づいて、意見募集手続において寄せられた省令案に対する意見の概要を説明した上、次のような議論が行われた。第6回検討会では、引き続き、寄せられた意見を踏まえた検討を行うこととされた。

- 意見募集手続において寄せられた意見の多くは、これまで本検討会において議論してきた論点に関するものであり、それらの論点について、改めて国民の声を直接知る重要な機会となった。
- 法定養育費は、個別の事情を踏まえた適切な養育費の額はできる限り速やかに取り決められるべきであるという前提の下、取決めがされるまでの間、暫定的・補充的に請求することができるものであるが、その点がまだ十分に理解されていないように思われる。法定養育費の趣旨や内容について、改めて周知を行う必要があると考えられる。
- 例えば、法定養育費の額が児童扶養手当の額を下回るべきではないという意見は、法定養育費の支払を受けると児童扶養手当を受給することができなくなるという前提での意見のように思われる。法定養育費と児童扶養手当等の他の制度との関係についても、当該他の制度を所管する他省庁と連携して周知を行う必要があると考えられる。
- 「法定養育費」という呼称については、必ずしも本検討会における議論の対象ではないかもしれないが、呼称によって法定養育費の制度趣旨や内容に誤解が生じることがないよう、国民に分かりやすい説明を行う必要があると考えられる。